

大台ヶ原ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第3期）素案

目次

I 計画策定の背景および目的.....	1
1. はじめに—大台ヶ原とは—.....	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画策定の目的	2
4. 関係行政機関の取組	2
II 保護管理すべき鳥獣の種類.....	3
III 計画の期間	3
IV 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域.....	3
1. 対象地域	3
2. 地区分分	3
V 特定鳥獣の保護管理の目標.....	5
1. 第2期計画までの現状と評価	5
(1) 第2期計画までの保護管理の実施概要	5
(2) ニホンジカの生息動向	6
(3) 植生保全対策.....	18
(4) 関係機関との連携	24
(5) 周辺地域における状況	25
2. 保護管理の目標	25
3. 保護管理の実施方法	26
VI 特定鳥獣の数の調整に関する事項.....	26
1. 地域.....	26
(1) 対象区域	26
(2) 周辺部.....	26
2. 方法.....	26
(1) 捕獲頭数の決定	26
(2) 捕獲方法	28
3. 体制.....	28
4. 捕獲個体の取り扱い	28
VII 特定鳥獣の生息地の保護管理のために必要な事項	28
1. 植生保全対策	28
(1) 基本的な考え方	28

(2) 区域保全対策（防鹿柵）	29
(3) 単木保護対策（剥皮防止用ネット）	29
VIII その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項	30
1. モニタリング等調査	30
(1) モニタリング等の調査	30
2. 計画の実施体制	33
(1) 実施機関	33

I 計画策定の背景および目的

1. はじめに一大台ヶ原とは—

大台ヶ原は、奈良、三重県境に位置する台高山系に属し、標高 1,300～1,695m、広さ約 700ha の非火山性の隆起準平原を核とした地域である。また年間 3,500mm 以上の降水量を記録する日本有数の豪雨地帯であり、豊かな野生動植物からなる生態系が成立する等、近畿地方では僅かとなった全国的にも貴重な原生的自然が残されている。特に、東大台には、主に本州中部山岳地に分布し、紀伊半島がその南限（宮脇、1984）と言われているトウヒ群落、西大台には、西日本最大規模のヒノキ・ウラジロモミ等の針葉樹が混交する太平洋型ブナ林や天然ヒノキの大径木がまとまって分布するなど、近畿地方のみならず、全国的に見ても貴重な森林となっている。このように貴重な自然を有する大台ヶ原は、吉野熊野国立公園の特別保護地区及び国指定大台山系鳥獣保護区に指定される等保護が図られている。

2. 計画策定の背景

大台ヶ原は、明治以前はほとんど利用されておらず、原生的な自然が成立していた。しかし、大正時代には製紙会社により、東大台は皆伐に近い形で伐採されたが、その後、天然更新により森林が再生し、昭和 30 年代までは比較的まとまった形で森林が残っていた。ところが、昭和 34（1959）年の伊勢湾台風や昭和 36（1961）年の第二室戸台風等の大型台風によって、正木峠を中心とした地域において、森林の林冠を構成していたトウヒ等の樹木が大量に風倒したため、一部の地域で林冠が開放し、風倒木の搬出を契機に林床を覆っていたコケ類が衰退し、代わってミヤコザサが分布を拡大した。また、周辺地域からの侵入等によりニホンジカの個体数が増加したため、樹木の後継樹や林冠構成種の母樹の樹皮等をニホンジカが採食する状況が広く目立つようになってきた。

このような状況を受け、環境庁（当時）は、昭和 61（1986）年から「トウヒ林保全事業」を開始した。平成 13（2001）年度には「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、平成 13（2001）年 11 月に大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画（以下、本計画）の第 1 期計画を策定した。

これまでに、国立公園特別保護地区のうち森林植生の衰退が著しい地域を中心に、森林の天然更新、公園利用、生物相などに関する各種調査を行い、歩道の整備（立ち入り防止柵の設置）、保全の重要性の普及啓発、ニホンジカによる森林植生への影響軽減対策（ニホンジカの個体数調整、樹幹への剥皮防止用ネットの巻き付け、防鹿柵の設置）を実施し、利用調整地区を設定してきた。

現時点では、これまで長期にわたり防鹿柵や剥皮防止用ネット等による対策を実施した場所では下層植生の回復やニホンジカによる剥皮の減少等の効果が見られてきている。し

かし、他の場所では個体数調整の実施にもかかわらず、ニホンジカによる剥皮等の影響により森林の林冠を形成する樹木が枯死し、正木峠を中心とした場所ではミヤコザサが優占する草地が拡大しており、森林面積が減少している。また、森林面積の減少のみならず、大台ヶ原全域において、森林生態系の基盤となる下層植生や森林更新の基となる林冠構成種の稚幼樹が欠如するなど、森林植生の構造に顕著な回復が認められていない。このように、森林生態系の回復には、今後数年から数十年単位の時間を要することが予測されるため、引き続き個体数管理を実施するため本計画の第3期計画を策定する。

本計画の策定主体は、環境省近畿地方環境事務所であり、環境省として大台ヶ原のニホンジカ保護管理に必要と考える内容を盛り込んだ。このため、今後の本計画実施にあたっては、大台ヶ原自然再生推進計画や地元自治体等関係機関との十分な調整を行いながら、進めしていくべき事項も含まれている。

3. 計画策定の目的

本計画は奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画の地域計画として、また、「大台ヶ原自然再生推進計画—第2期—（平成21（2009）年3月）」の考え方に基づき、森林生態系のこれ以上の衰退を防止するため、ニホンジカによる自然植生への影響の軽減を図り、将来的にはニホンジカ個体群を維持する生息環境を回復させるとともに、大台ヶ原に現存する森林生態系の保全を図るとともに、天然更新により後継樹が生育する状況をひとつの目安として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目的とする。

上記を踏まえた上で、第2期計画に引き続き、天然更新により、後継樹が生育できる基礎的な条件を整えることを目標とし、本計画の計画期間である5年間で、ニホンジカ個体群による自然植生への影響の軽減を目指す。

その際、天然更新により後継樹が生育していた昭和30年代前半までの状況をひとつの目安とする。

4. 関係行政機関の取組

奈良県では平成12（2000）年度に、農林業被害を社会的な許容範囲内に押さええること、地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で安定的に維持すること、また自然植生への圧力が大きい地域ではその軽減を図ることなどを目標に、メスの狩猟獣化を含めた「奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」を策定した。今般、第4次計画が策定され、計画期間は平成24（2012）年4月1日から平成29（2017）年3月31日である。

三重県でも、平成14（2002）年度に生息密度の著しく高い地区においてメスの捕獲の禁止を解除することにより、高い生息密度を緩和し、農林業被害を軽減するとともに、地域個体群の長期的、安定的維持に資するため「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を策定した。今般策定された第3期計画の計画期間は、平成24（2012）年4月1日から平成29（2017）年3月31日である。

また、林野庁近畿中国森林管理局では、「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定している。大台ヶ原には南伊勢森林計画区と尾鷲熊野森林計画区が隣接しており、計画期間は、南伊勢森林計画区では平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度、尾鷲熊野森林計画区では平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度となっており、次期計画は引き続き 5 年単位で作成される予定である。

II 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

III 計画の期間

平成 24（2012）年 4 月 1 日から平成 29（2017）年 3 月 31 日

IV 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域

1. 対象地域

計画の対象地域は、大台ヶ原を中心とする 3,331ha の計画区域とその周辺部とする（図 IV-1）。

計画区域の周辺部については、特に区域は定めないが、保護管理の目標達成のために、ニホンジカおよび森林の状況を考慮して、モニタリング調査等を実施する。

2. 地区区分

地区区分については、現存植生および法的規制（国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区、吉野熊野国立公園特別保護地区）を合わせ区分し、表 IV-1 のとおりとする。

表 IV-1 計画区域の地区区分

地区の名称	地区の範囲	区分の理由	計画区域
緊急対策地区	国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区であり、かつ、吉野熊野国立公園特別保護地区に指定されている地域の一部	大台ヶ原に特異な自然植生を有する区域 ・近畿地方において数少ないトウヒ等が優占する 亜高山帯針葉樹林 ・ヒノキ・ウラジロモミ等の針葉樹が混交する 西日本最大規模の太平洋型ブナ林 ・ 大径木を交える天然ヒノキ林	
重点監視地区	緊急対策地区以外	上記以外の自然植生および代償植生、人工林を有する区域	

※区分にあたっては、第 6、7 回自然環境保全基礎調査による植生図を参考とした。

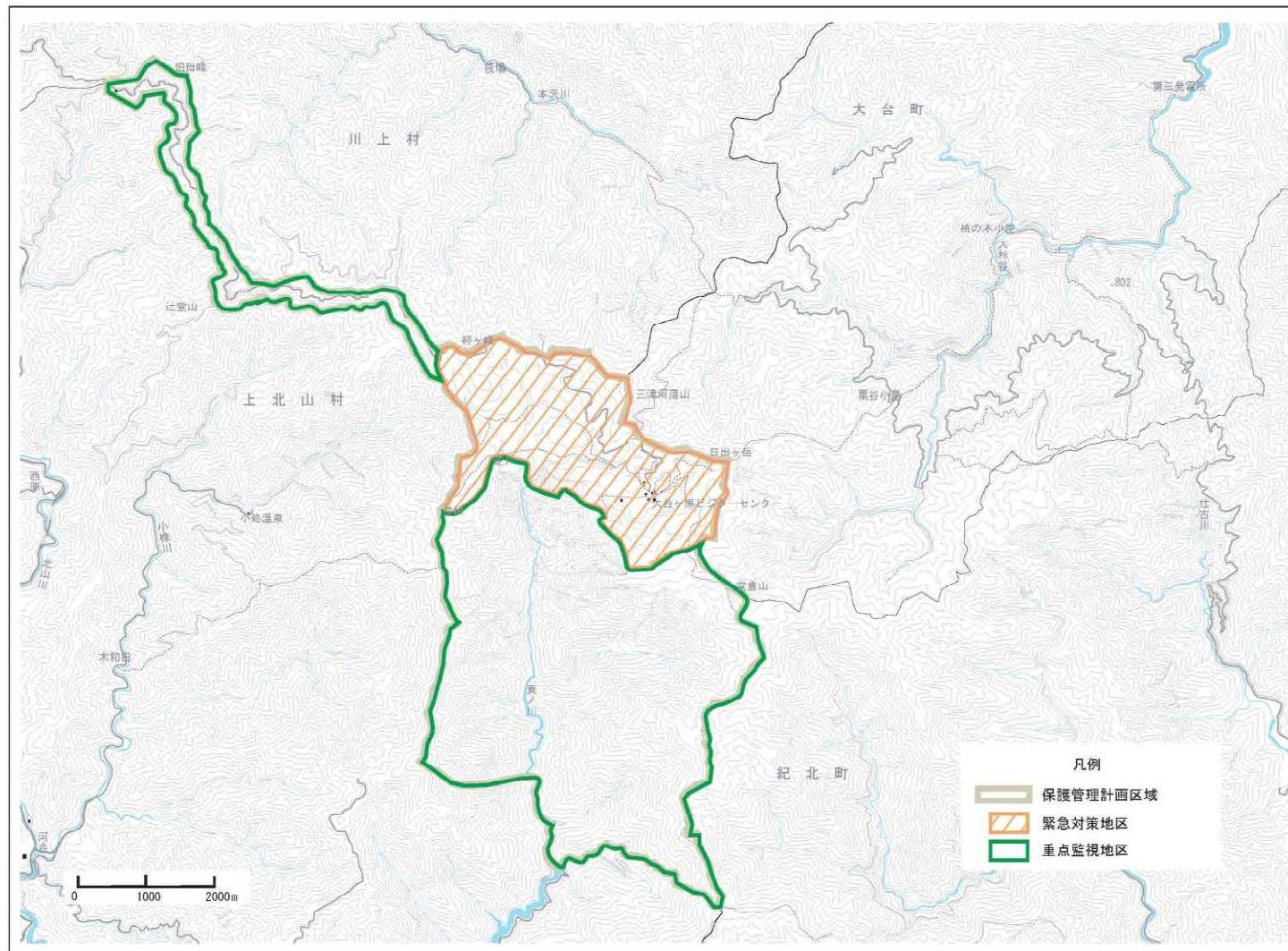


図 IV-1 保護管理計画区域

V 特定鳥獣の保護管理の目標

1. 第2期計画までの現状と評価

(1) 第2期計画までの保護管理の実施概要

第1期計画及び第2期計画においては、ニホンジカ個体群を維持しながら、ニホンジカによる自然植生への影響の軽減を図り、天然更新が行われる森林生態系を取り戻すことを目的として、保護管理を実施してきた。

第1期計画期間においては、個体数調整の実施の他、防鹿柵の設置、剥皮防止用ネットの巻き付けなどの植生保全対策を実施した。個体数調整は、目標生息密度を10頭/km²として東大台を中心に実施してきたが、第1期計画最終年度の平成18(2006)年度の生息密度は、東大台で71.5頭/km²、西大台で23.0頭/km²という高い生息密度のままであった。植生保全対策の実施においては、防鹿柵、剥皮防止用ネットともニホンジカによる影響を排除する効果が認められた。また同時に、ミヤコザサの優占している箇所では、防鹿柵の設置のみではミヤコザサが繁茂し林冠構成種の稚幼樹が被陰されるため、森林の天然更新は困難なことが明らかとなった。

第2期計画期間においても、同様の対策を実施してきた。個体数調整は、第1期計画に引き続き目標生息密度を10頭/km²として実施し、くくりわなや装薬銃等の手法を導入したことにより、平成23(2011)年度に実施した糞粒法による生息密度の平均値は、目標生息密度に近接する結果となった。植生保全対策では、防鹿柵内において、林冠構成種の稚幼樹の増加や下層植生の回復なども確認された。また、個体数調整の結果により防鹿柵外のミヤコザサの稈高が高くなる等の植生へのニホンジカの影響が軽減している傾向が確認された。

以下に、第2期計画までのニホンジカの生息動向、及び植生の状況を含む植生保全対策の評価について示す。

(2) ニホンジカの生息動向

① 分布状況

1) 紀伊半島におけるニホンジカの分布状況

紀伊半島におけるニホンジカの分布状況は、海岸線の一部や都市部を除きほとんど全域にわたって連続して分布している。大台ヶ原は紀伊半島の分布域の中央部付近に位置し、かつてより継続的に分布が確認されている（図 V-1）。

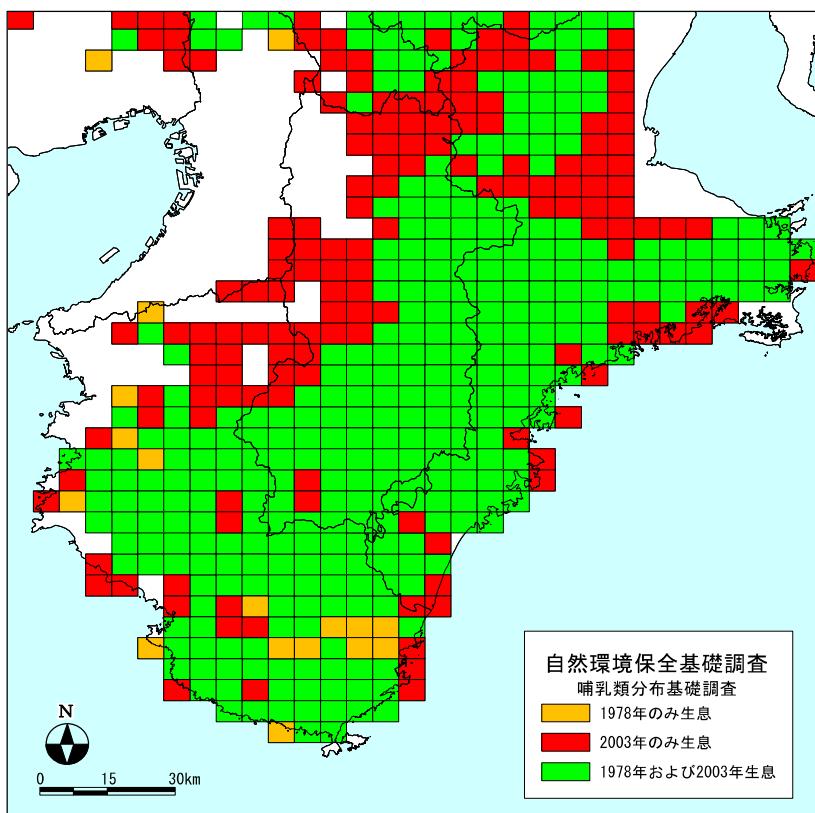


図 V-1 紀伊半島におけるニホンジカの分布（環境省, 2004）

2) 大台ヶ原地域におけるニホンジカの行動圏

これまでの行動圏調査において、GPS 首輪を装着したニホンジカ成獣メスの 12 個体のデータを回収しており、全個体の測位地点を図 V-2 に示した。測位地点の多くは緊急対策地区の東部から北西部を中心に行動していた。

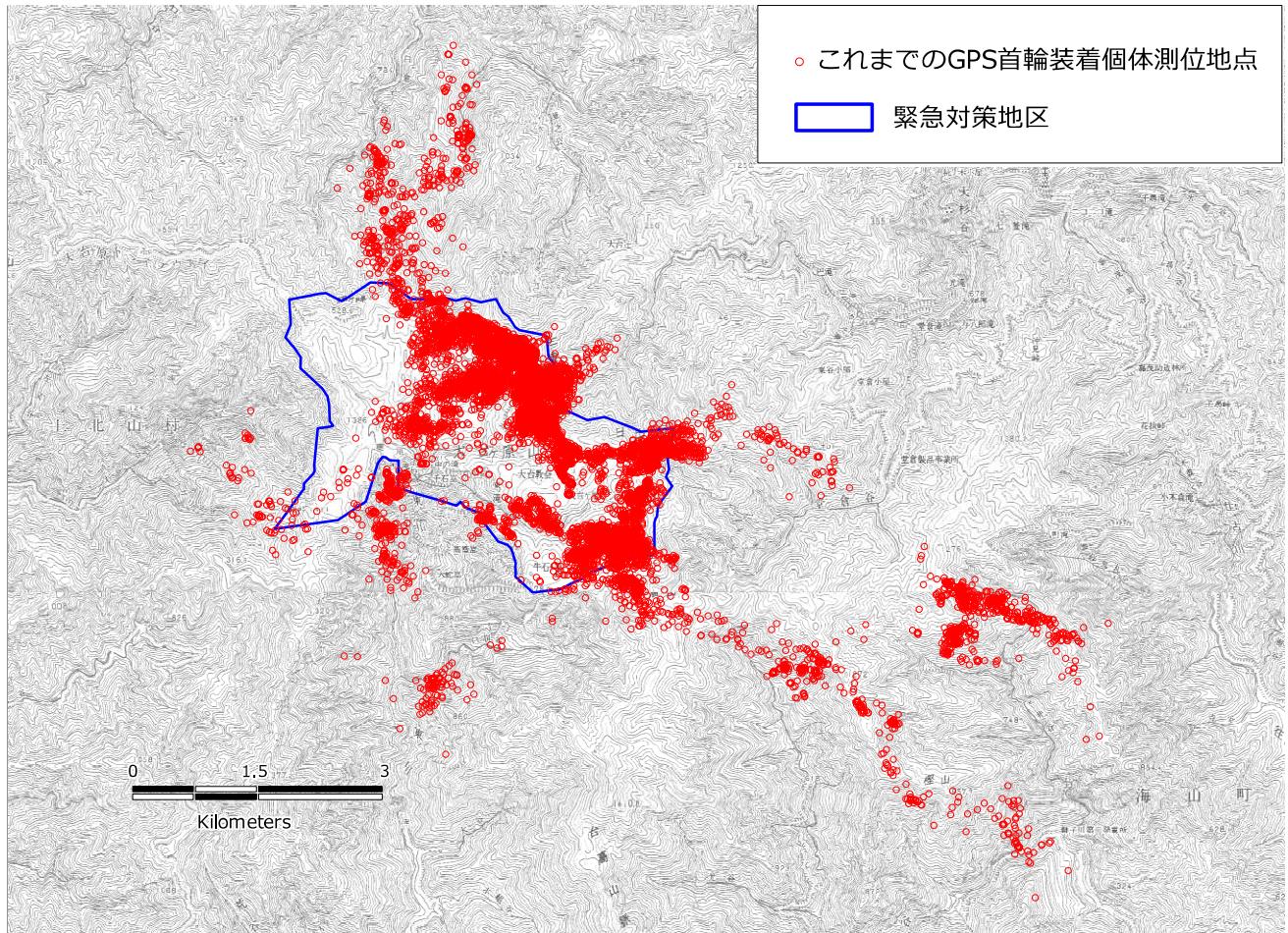


図 V-2 これまでに GPS 首輪を装着した個体の全測位地点

3) 生態学的特性

ア) 年齢構成

ニホンジカ個体群に与える捕獲圧による影響、生息環境の変化等の基礎資料とするため、捕獲個体の門歯を用いた年輪法により年齢構成を把握した。以下に平成 20~22（2008~2010）年度の性別の年齢構成を示した。年齢査定ができた個体のうち、最低年齢は雌雄共に 0 歳で、最高年齢はオスで 13 歳、メスで 16 歳であった。平成 22（2010）年度の平均年齢はオスで 2.6 歳（n=24）、メスで 3.8 歳（n=45）、平均で 3.4 歳（n=69）であった。

各年齢層の試料数が少なく、欠落する年齢層も存在するが、年齢構成は、末広がりのピラミッド型であり、増加型個体群であることを示した（図 V-3）。

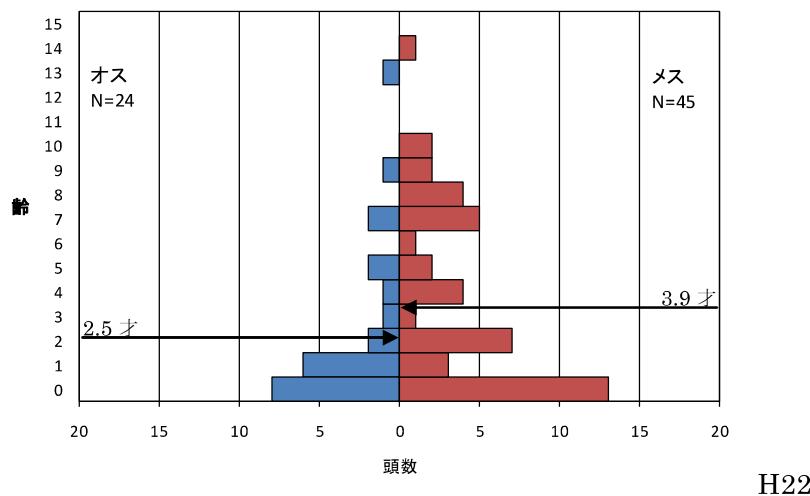
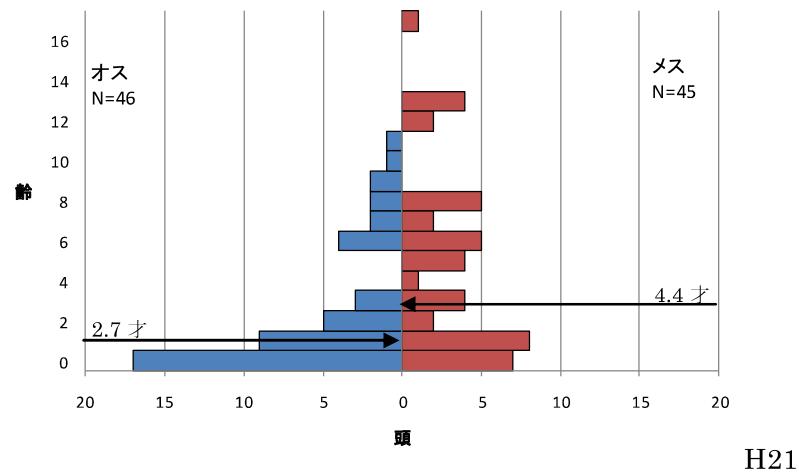
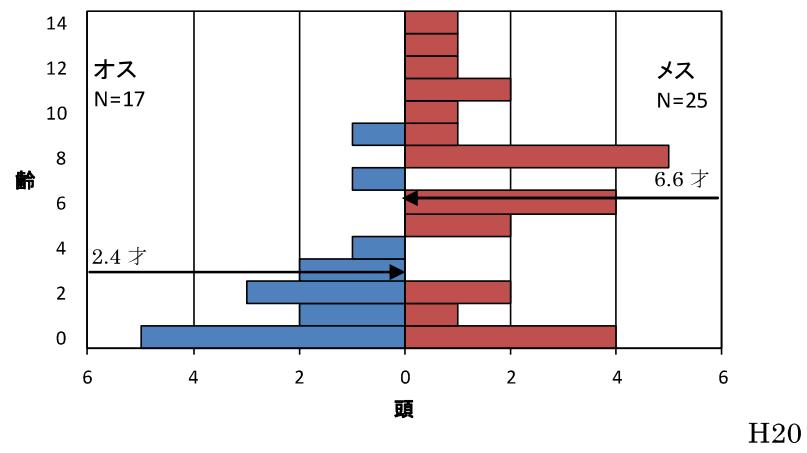
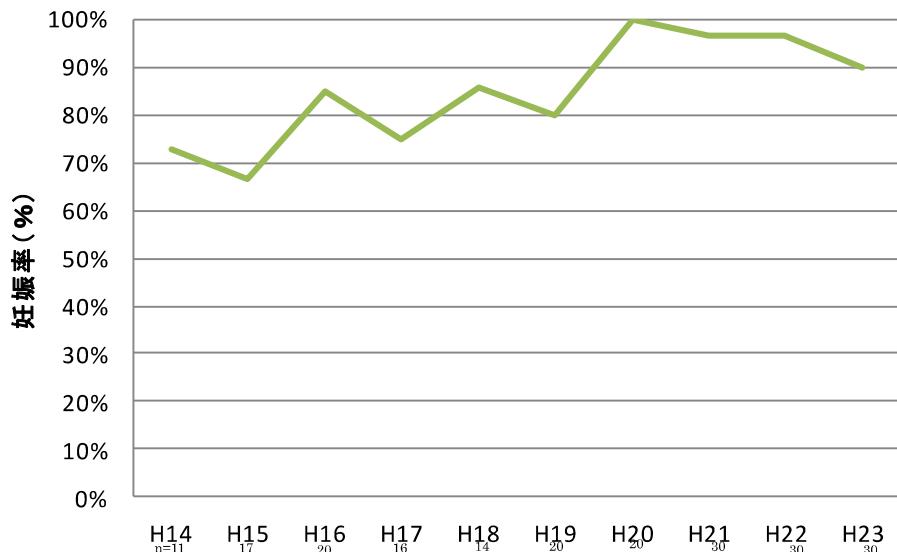


図 V-3 平成 20～22（2008～2010）年度捕獲個体の年齢構成（→は平均年齢）

イ) 繁殖状況

個体群の動態に最も影響を与えられると考えられる成獣メスの妊娠率により、自然増加の程度を把握することを目的に、ニホンジカの妊娠期間の4月下旬から6月にかけて捕獲したメスの子宮を採取し、胎児の有無および子宮の形態から繁殖状況を考察した。

試料数が多くなった近年では、妊娠率が90%を超えて維持されていた（図V-4）。栄養状態の指標となる内蔵脂肪量についても変化は確認されておらず、繁殖に影響するほどの生息地の低質化は起きていないと考えられる。保護管理を行っていく上で、大台ヶ原に生息するニホンジカは高い増加率を持つ個体群であると認識する必要がある。



図V-4 2才以上のメスの妊娠率 (%)

② 生息状況

大台ヶ原ではこれまで、糞粒法、ライトセンサス、区画法が実施してきた。

糞粒法は、一定面積内のニホンジカの糞粒数から累積滞在時間を反映する生息密度指標を求める定量的方法であり、毎年実施されている。毎年の捕獲目標頭数の決定は、この糞粒法による生息密度調査結果を基に行っている。

ライトセンサス法は、一定距離あたりの観察数をカウントし、相対的な生息密度指標を把握する定性的方法であり、毎年実施されている。

区画法は、一定面積内で観察された個体をカウントし、時間断面の生息数を把握する方法であり、約5年に一度実施されている。今回はこのほか、捕獲行為の状況から生息動向を把握することも検討した。

それぞれ異なる性質を持つ方法であり、大台ヶ原のニホンジカの生息動向を把握するにあたり、これらの方法による結果から、総合的に評価を行う必要がある。

1) 糞粒法による推移

平成15（2003）年度をピークに糞粒法による生息密度は低下してきている。平成22（2010）年度まで

はニホンジカの主要な餌であるミヤコザサが生育する地域ではミヤコザサが生育しない地域に比べ、生息密度が高くなっていたが、平成 23（2011）年度には生息密度の差が明確ではなくなった（図 V-5）。東大台はミヤコザサの生育地が大半を占める地域であり、糞粒法による生息密度は低下傾向であった（図 V-6）。東大台では、平成 19（2007）年度以降、個体数調整において、くくりわな、装薬銃が導入され、個体数調整による捕獲圧が高まってきており、糞粒法による生息密度の低下要因の一つと考えられる。

平成 23（2011）年度の緊急対策地区内の糞粒法による生息密度は、平成 22（2010）年度と比べ減少した。平成 23（2011）年度の平均生息密度は、6.8 頭/km²（標準偏差 5.9）であり、第 2 期計画の目標生息密度よりも低い値を示した。

ただし、10月上旬に実施している糞粒法調査の前月に台風 12 号が接近し、8月 31 日～9月 4 日の 5 日間に東大台で 2,486.5mm の記録的降雨があった。これは、大台ヶ原の冬季を除く年間総雨量の平均値（2,865.7mm）に近い値であり、これが糞粒の流出等に影響を与えた可能性がある。このため、平成 23（2011）年度値は特異値であると考えられる。

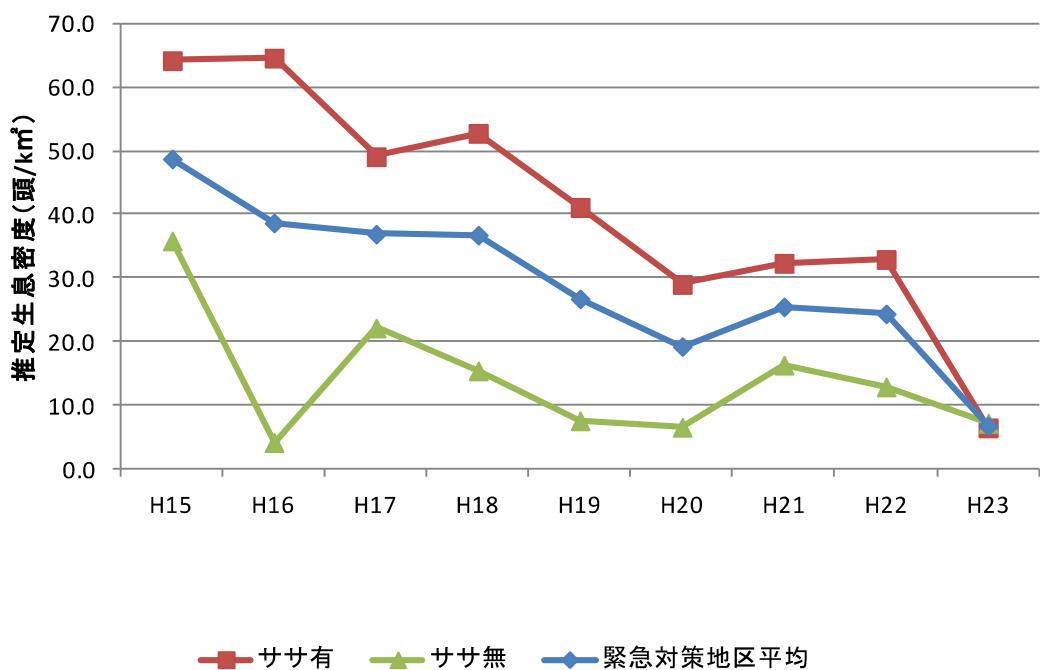


図 V-5 緊急対策地区におけるササの有無別生息密度の推移（糞粒法）

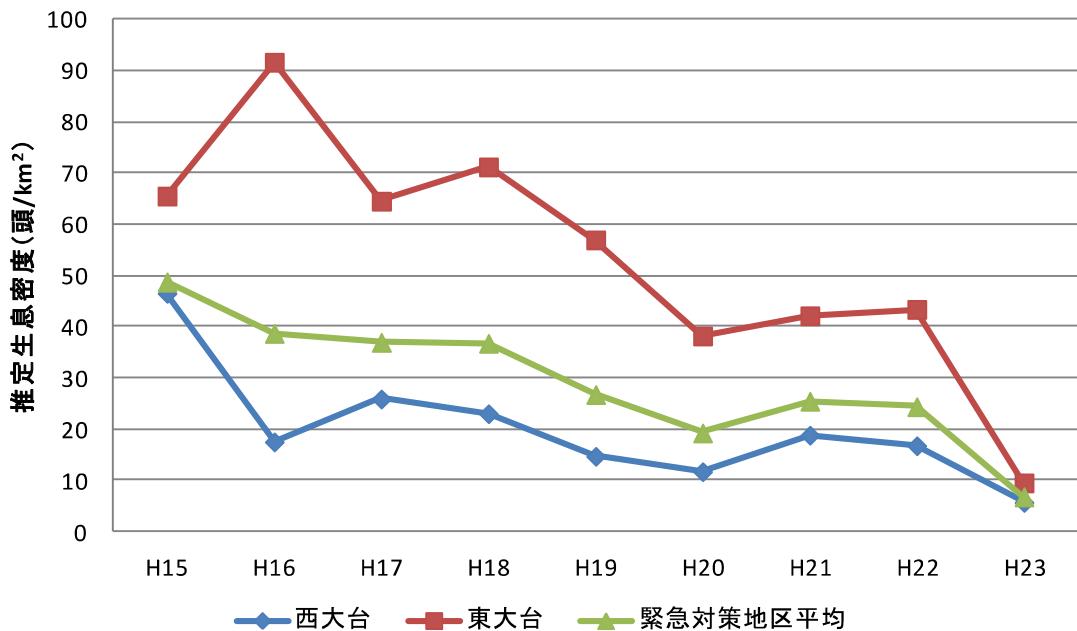


図 V-6 東大台と西大台の生息密度の推移（糞粒法）

2) ルートセンサス法による推移

これまでのルートセンサスによる調査結果は、東大台、西大台の地域間で違いが見られてきた。東大台では確認頭数が多く、西大台では少ない傾向であったが、平成 21（2009）年度以降、その差が明確ではなくなった（図 V-7）。東大台のルートでは第 1 期、第 2 期計画期間を通じて確認頭数は減少傾向にあり、東大台におけるニホンジカの生息数の減少を示唆するものと考えられた。西大台のルートでは増減に関する一貫した傾向は認められなかった。これらは、糞粒法調査結果である東大台での生息密度の減少といった傾向を支持するものであると考えられる。

西大台のルートを除き、平成 22（2010）年度から平成 23（2011）年度にかけての変化は極端な減少はみられず（図 V-7）、糞粒法で示された結果と異なる傾向を示した。

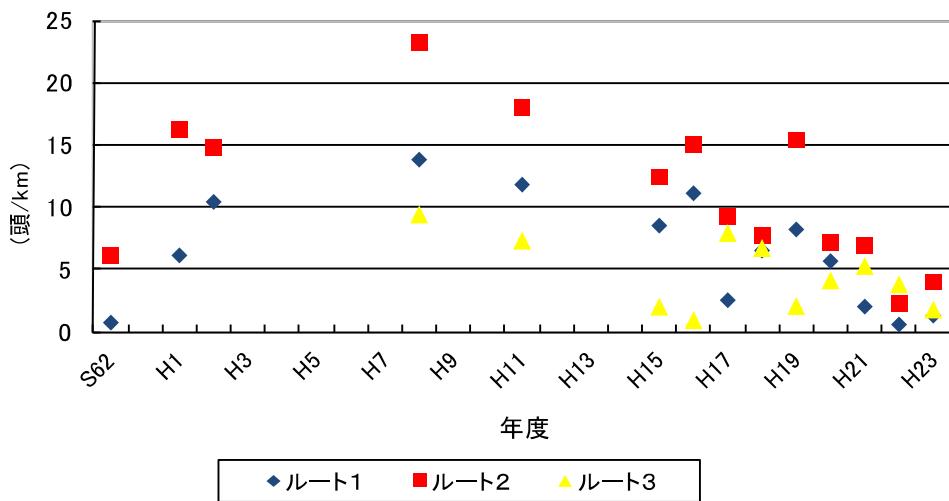


図 V-7 これまでに実施されたルートセンサスによる単位距離当たりの確認頭数

※東大台：ルート1、ルート2、西大台：ルート3

同一ルートを調査した下記データをあわせて記載した。

昭和62年度～平成元年度：小泉（未発表データ）、平成2～3年度：小泉ら（1994）、平成4年度：小泉（未発表データ）、平成8年度：前地（1999）

3) 区画法による推移

区画法による東大台と西大台の各生息密度は、相対的に東大台で高く、西大台で低く西大台では20頭/km²を越えることなく推移してきた（図V-8、図V-9）。しかし、平成22（2010）年度の調査結果ではこれまでの一貫した傾向とは異なり、西大台におけるニホンジカの生息密度は高く（24.6頭/km²）、東大台で低い生息密度（12.8頭/km²）となり、西大台は生息密度の過去最高値を示した。

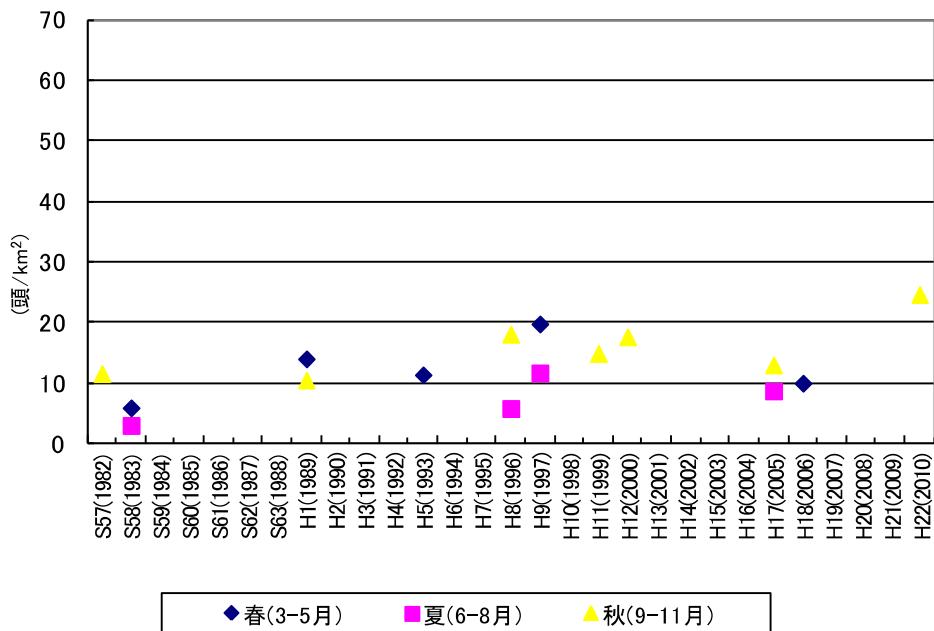


図 V-8 西大台地域におけるニホンジカの生息密度の推移

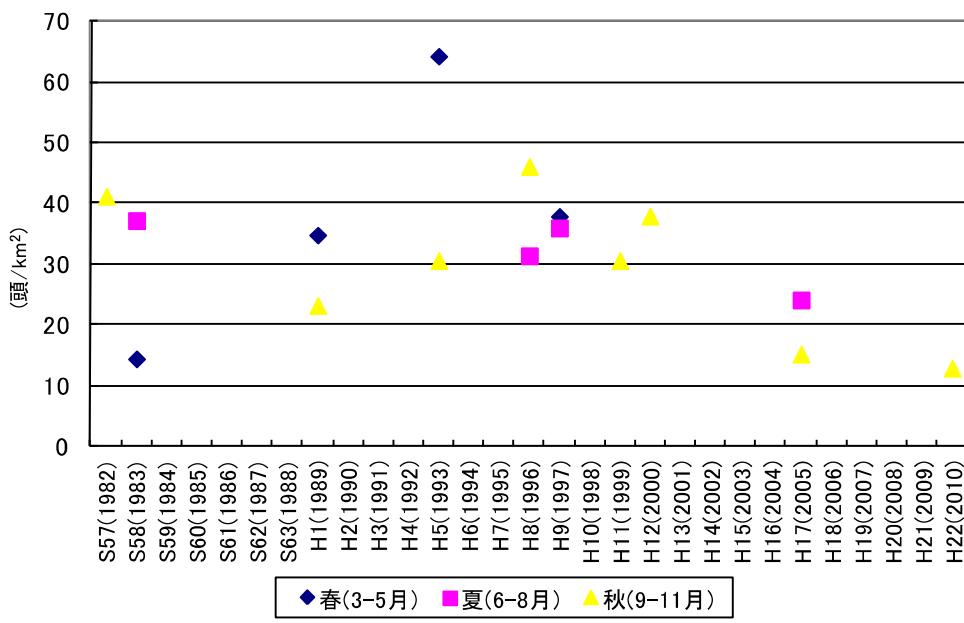


図 V-9 東大台におけるニホンジカの生息密度の推移

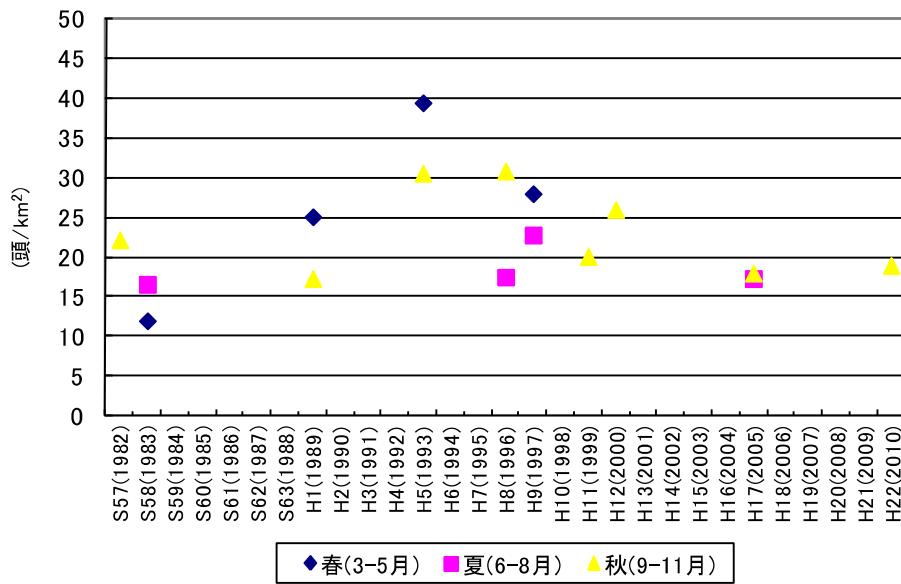


図 V-10 大台ヶ原全域におけるニホンジカの生息密度の推移

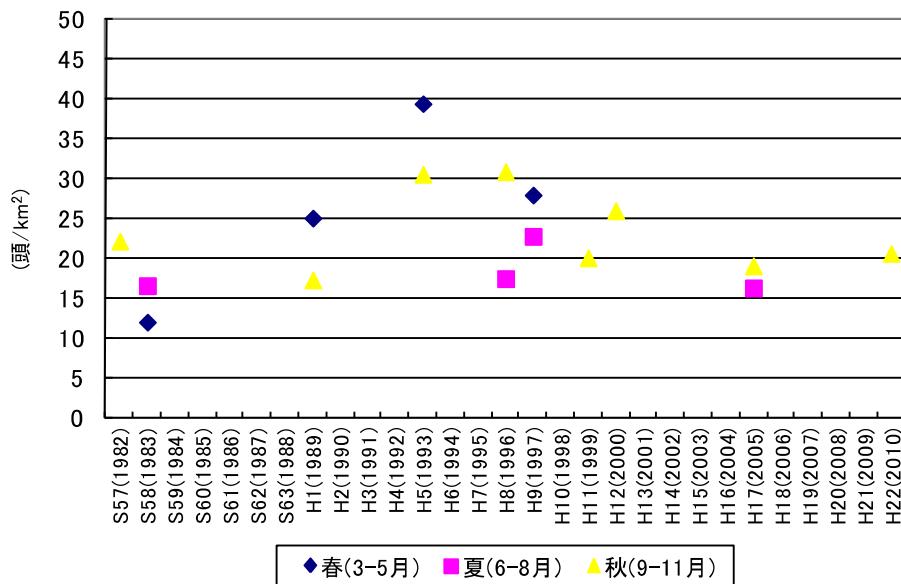


図 V-11 大台ヶ原全域におけるニホンジカの生息密度の推移（柵面積を考慮）

※1999 年以降の値は環境省データ（環境省、2001、2006）による。その他のデータ出典：福島ほか（1984）、前田ほか（1989）、小泉ほか（1994）、横山ほか（1995）、Maeji et al（1999）、Ando et al（2006）、Goda et al（2008）

③ 各手法の結果に基づく生息動向の総合的評価

調査手法ごとの評価結果を総合的に見ると、各指標の動向は一貫して生息密度の低下を示した。

ア) 生息密度の低下

緊急対策地区の生息密度は低下傾向であると考えられる。特に、緊急対策地区のうち、東大台における生息密度は低下したと考えられる。ただし、西大台における生息密度の低下は、いずれの指標においても明確には確認できなかった。緊急対策地区内の分布傾向は、これまで東大台で生息密度が高く、西大台で生息密度が低かったことに対し、平成 22（2010）年度調査ではライトセンサス及び区画法で共通して、その傾向が逆転していた。

東大台での生息密度の低下には、平成 19（2007）年度以降、装薬銃・くくりわなによる捕獲圧が加わったことが影響したと考えられる。

イ) 目標密度の達成状況

糞粒法では、平成 23（2011）年度には生息密度の著しい低下が見られ、数値は目標値を下回った。ただし、ライトセンサス、捕獲効率の結果は、糞粒法の結果を支持するものではなく、また、平成 23（2011）年度が特異的な気象条件下であったことから、平成 23（2011）年度の糞粒法の結果は、他年度と同等の信頼性を持った評価を行うことは難しいと考えられる。このため、今後の継続的モニタリングによりその生息動向に注目する必要がある。

④ 生息数の推定

平成 23（2011）年度糞粒法調査に基づく現在の推定生息数は以下のとおりである。

対象地域の平均生息密度

緊急対策地区： 6.8 頭/ km²

有効捕獲面積を想定した地域（緊急対策地区を含む）： 8.3 頭/ km²

対象地域の面積

緊急対策地区： 7.03 km²

有効捕獲面積を想定した地域（緊急対策地区を含む）： 23.24 km²

算出方法：密度面積法（山田・北田, 1997）

緊急対策地区：24～72 頭（信頼限界 95%）

有効捕獲面積を想定した地域（緊急対策地区を含む）：124～260 頭（信頼限界 95%）

⑤ 各手法による捕獲状況と評価

これまで、緊急対策地区においては、6種類の捕獲方法により、個体数調整を実施してきた。個体数調整を開始して以降、第 2 期計画期間中の平成 21（2009）年度には、捕獲目標頭数のうち約 90% の捕獲を達成し、平成 22（2010）年度以降は、目標を 100% 達成する結果となった

● 麻酔銃

個体数調整開始当初は、麻酔銃による捕獲が主な手法であったが、長期にわたり継続してきたこと、

平成 19（2007）年度以降、装薬銃による捕獲を開始したことで、ニホンジカの警戒心が強まり、目撃距離が麻酔銃の射程範囲外になる等の影響により、捕獲数が目標値を大きく下回るようになってきた。近年では、昼間にニホンジカを目撃することは非常に少なく、目撃することがあっても射程外であったり、麻酔筒の装填前に逃走するなどにより、麻酔銃での捕獲は困難な状態である。

- アルパインキャプチャー

捕獲数、捕獲効率ともに極だって高くはないが、比較的安定した捕獲がなされてきた。しかし、機材は設置から 10 年近くが経過し、老朽化が進んでいる。特に、稼働作業時の作業員への危険性が高くなってしまい、平成 23（2011）年度は実施しなかった。

- BoxTrap

新規手法開発により、平成 17（2005）年度に実施したが、個体数調整手法としては設置労力に対して捕獲数が少なく効率性が低いことから、実施を中断している。

- 装薬銃

近年の主な個体数調整手法となっているが、東大台では捕獲が難しい状態にあり、装薬銃に対する警戒心は高いことが推定される。

- くくりわな

近年の主な個体数調整手法となっている。設置から捕獲までの期間を余り必要としないこと、運搬や観光客を考慮しつつも他の捕獲手法より比較的多様な場所に設置できるなど、個体数調整に適している。ただし、捕獲効率には明確に顕れていないが、くくりわなによる捕獲を継続することにより、くくりわなに対する警戒心は導入当初に比べて高まっていることが自動撮影カメラにより確認されている。

- センサー付き囲いわな

試験導入 1 年目であり、効果については十分把握できていない。

表 V-1 手法別捕獲数の経年変化

手法	年度									
	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
麻酔銃	18	35	34	21	16	15	3	3	0	-
アルパインキャプチャー	7	10	14	2	9	3	7	10	4	-
Box Trap	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
装薬銃	-	-	-	-	-	15	19	15	6	10
くくりわな	-	-	-	-	-	-	20	61	60	47
センサー付き囲いわな	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
捕獲頭数合計	25	45	48	25	25	33	49	89	70	59
捕獲目標頭数	45	45	44 (64)	44	43	70～95	95	100	70	62
():変更目標頭数				(60)	(78)					

表 V-2 捕獲効率の経年変化

手法	年度								
	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
麻酔銃	0.51(0.26)	0.97(0.49)	0.53(0.27)	0.40(0.20)	0.28(0.14)	0.74(0.37)	0.09(0.05)	0.60(0.30)	0.00(0.00)
アルパインキャプチャー	0.2(0.1)	0.28(0.14)	0.22(0.11)	0.04(0.02)	0.16(0.08)	0.16(0.08)	0.20(0.10)	0.26(0.13)	0.29(0.15)
Box Trap	-	-	-	0.08(0.04)	-	-	-	-	-
装薬銃	-	-	-	-	-	0.44(0.44)	0.43(0.43)	0.27(0.27)	0.13(0.13)
くくりわな	-	-	-	-	-	-	0.24(0.53)	0.10(0.37)	0.20(0.59)

※ () : 作業者 1 人あたりの捕獲効率

麻酔銃、装薬銃の捕獲効率 = 捕獲頭数 / のべ銃丁数

アルパインキャプチャー、BoxTrap の捕獲効率 = 捕獲頭数 / のべわな設置基數

くくりわなの捕獲効率 = 捕獲頭数 / のべわな設置箇所数

参考 : くくりわな設置基數での捕獲効率 (H20=0.025、H21=0.026、H22=0.043)

(3) 植生保全対策

① 植生被害状況について

1) 大台ヶ原の森林の変化

大台ヶ原の植生は、東大台のトウヒやウラジロモミ等からなる亜高山帯針葉樹林と正木ヶ原の広大なミヤコザサ草地、西大台のヒノキ、ウラジロモミ等針葉樹を混交する太平洋型ブナ林に大きく区分できる。

現在、大台ヶ原の森林では、ニホンジカ等の影響により、林冠構成種の母樹の減少やその後継樹となる稚幼樹の生育環境が劣化し、天然更新による森林の維持が困難になる等、その衰退が進行している。

ア) 森林の減少

空中写真から読み取った東大台の森林の面積は、昭和 42 年（1967 年）が 235.9ha、平成 10（1998）年が 229.5ha、平成 17（2005）年が 221.2ha とミヤコザサ草地等の拡大により減少しており、昭和 42（1967）年に比べ、平成 17（2005）年は森林が 6.2% 減少していた。森林の減少速度は、昭和 42（1967）年から平成 10（1998）年が 0.2ha/年、平成 10（1998）年から平成 17（2005）年が 1.2ha/年であった（図 V-12、表 V-3）。この後も東大台では林冠構成種である針葉樹の枯死は続いている、森林は減少している（図 V-18）。

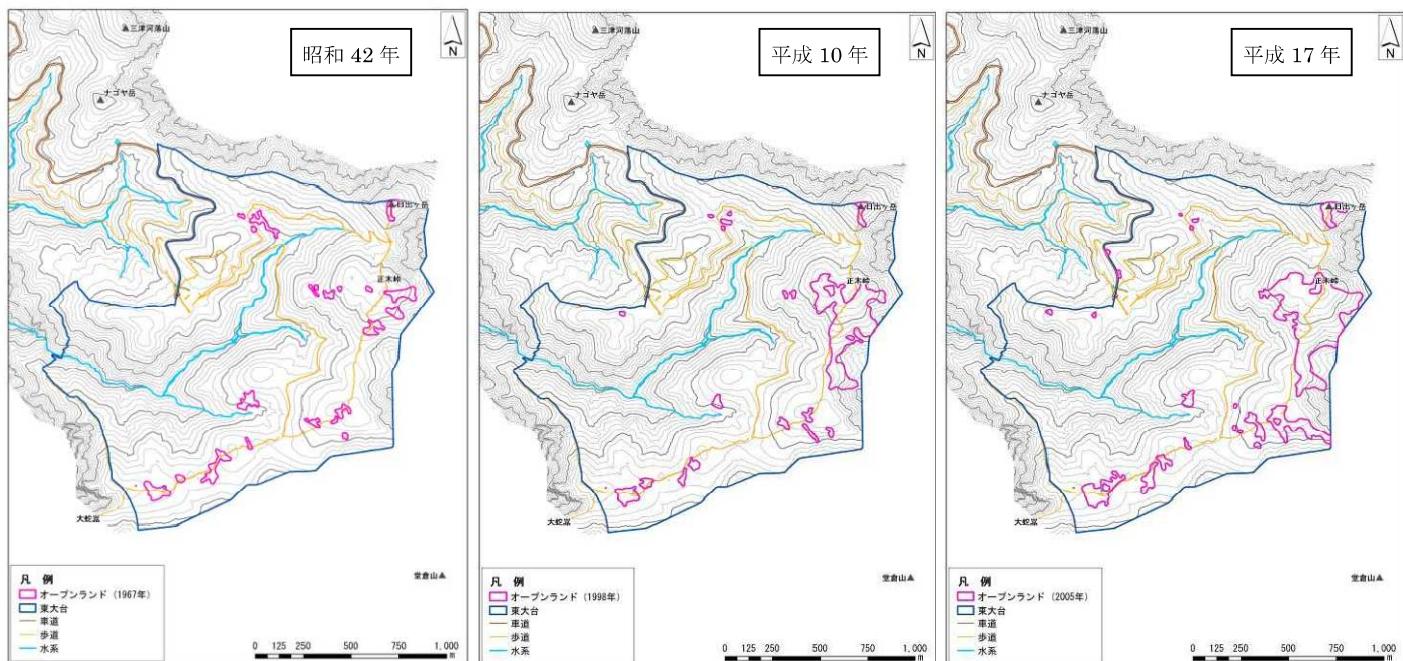


図 V-12 東大台における森林面積の減少

※昭和 42 年、平成 10 年：国土地理院撮影の空中写真を基に作成。平成 17 年：環境省撮影の空中写真を基に作成。

表 V-3 東大台における森林面積の変化

	昭和 42 年	平成 10 年	平成 17 年
森林 (ha)	235.9	229.5	221.2
オープンランド (ha)	5.8	12.2	20.5
合計 (ha)	241.7	241.7	241.7
森林の減少速度 (ha/年)	-	0.2	1.2

※ オープンランドとは、ミヤコザサ草地等の森林に覆われていない箇所を示す。

イ) 林冠構成種の生存率と枯死木の発生

大台ヶ原の林冠構成種の生存率の変化と枯死木数を見ると、平成 7 (1995) 年から平成 17 (2005) 年の間にトウヒ等の針葉樹は 49%、ブナ等の広葉樹は 18% が枯死していた (図 V-13)。

また、大台ヶ原自然再生推進計画に基づいて実施した毎木調査の結果から、平成 16 (2004) 年から平成 23 (2011) 年にかけての林冠構成種の生存率の変化と枯死木数をみると (図 V-14)、東大台 (主にトウヒ林 : トウヒーミヤコザサ型植生、トウヒーコケ疎型植生) では、主な林冠構成種である針葉樹の枯死が多く、枯死した林冠構成種の割合は針葉樹で 6.3% であった。西大台 (主にブナ林 : ブナーミヤコザサ型植生、ブナースズタケ密型植生、ブナースズタケ疎型植生) では、針葉樹、広葉樹とともに枯死した林冠構成種の割合は同程度で、それぞれ、8.9% と 9.9% であった。ただし、西大台では広葉樹の本数が多いため、総枯死木数は針葉樹の約 2 倍となっていた。

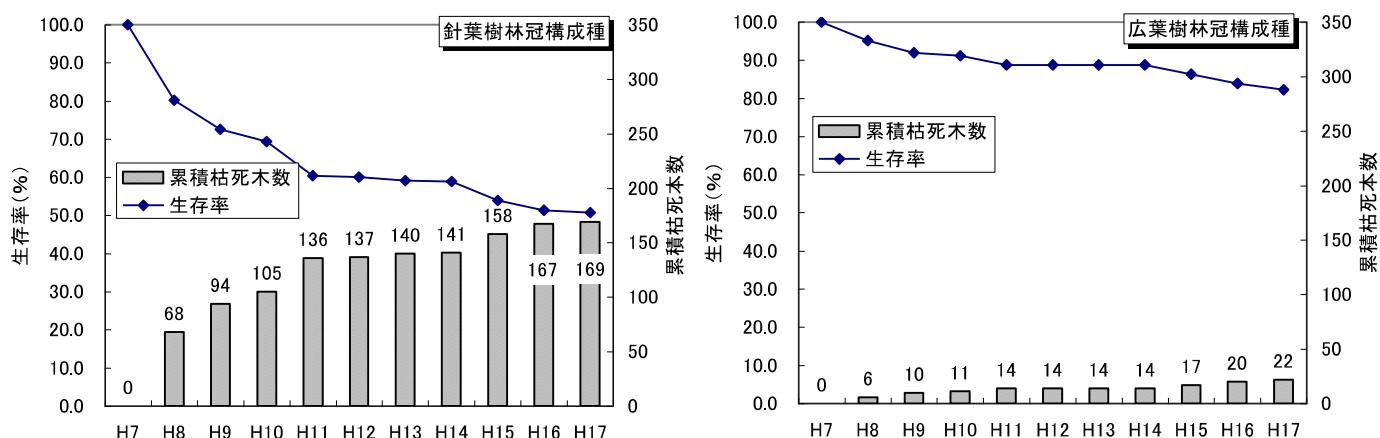


図 V-13 平成 7～17 (1995～2005) 年度の大台ヶ原の林冠構成種の生存率と枯死木数

※樹高 6m 以上の林冠構成種について

※平成 7～17 年度「剥皮コドラー調査」より作成。平成 7 の生存木を 100% として生存率を算出

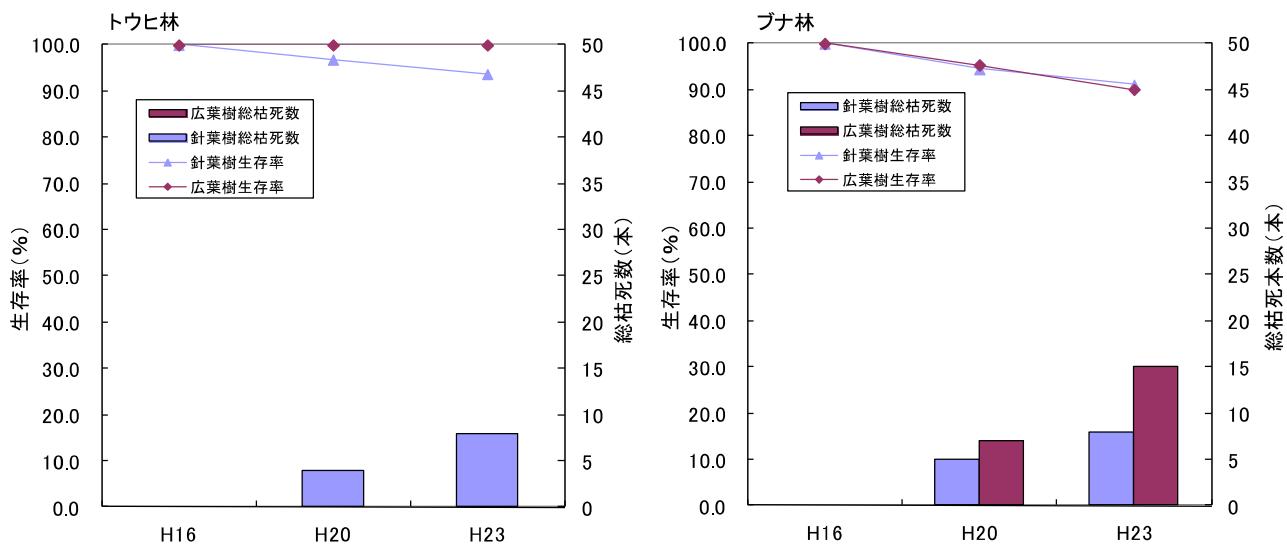


図 V-14 トウヒ林とブナ林の林冠構成種の生存率の変化と枯死本数

※樹高 6m以上の林冠構成種について

4) 林冠構成種の樹高階分布の変化

トウヒーミヤコザサ型植生、ブナースズタケ疎型植生の林冠構成種の樹高階分布について、平成 15 (2003) 年と平成 20 (2008) 年をそれぞれ比較した。

東大台のトウヒーミヤコザサ型植生では、平成 15 (2003) 年、平成 20 (2008) 年ともに樹高 5m以下の後継樹となる稚幼樹は確認されなかった (図 V-15)。西大台のブナースズタケ疎型植生でも同様に、平成 15 (2003) 年、平成 20 (2008) 年ともに樹高 2m未満の後継樹となる稚幼樹は見られず (図 V-16)、このままの状況では大台ヶ原の森林更新は難しいと考えられる。

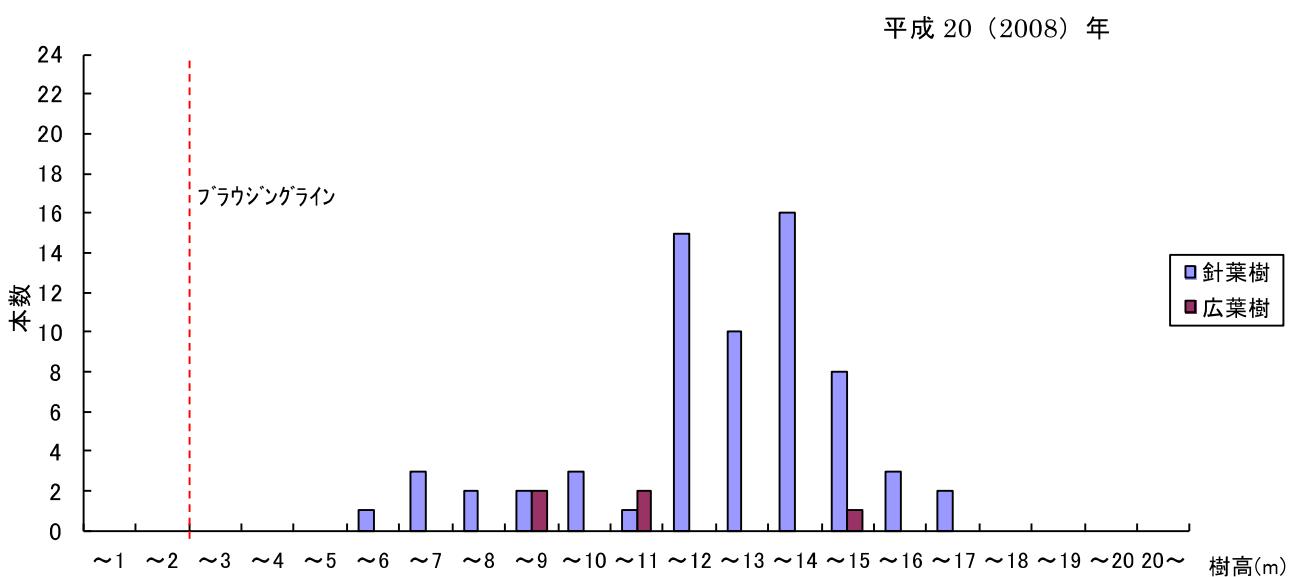
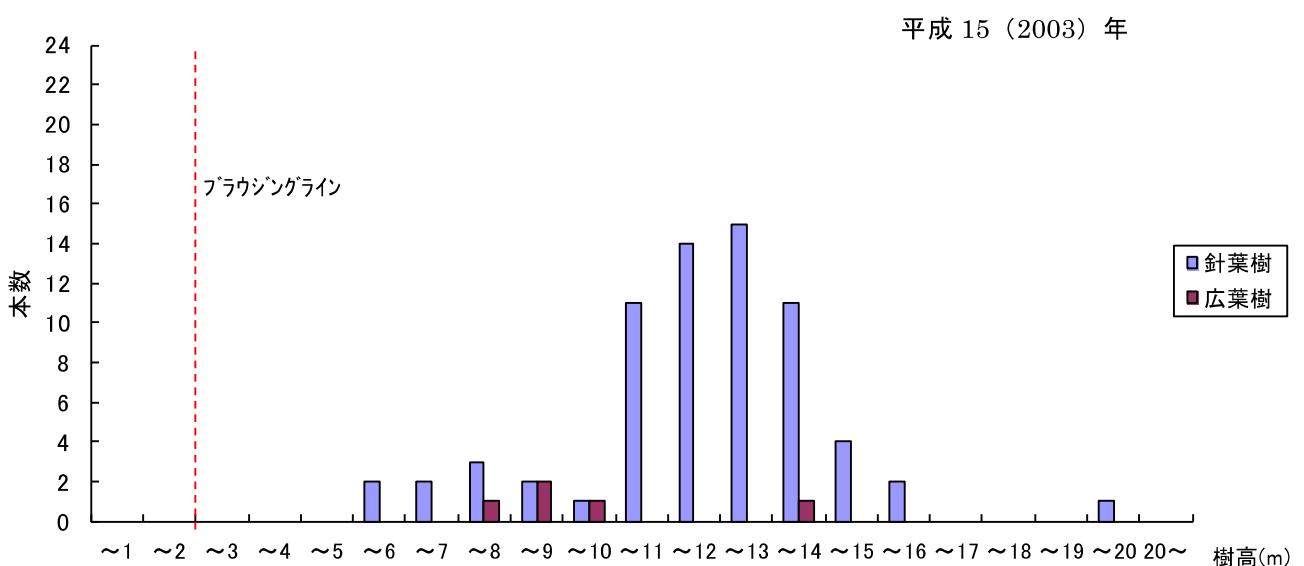


図 V-15 (1) 林冠構成種の樹高階分布 (東大台 : トウヒーミヤコザサ型植生)

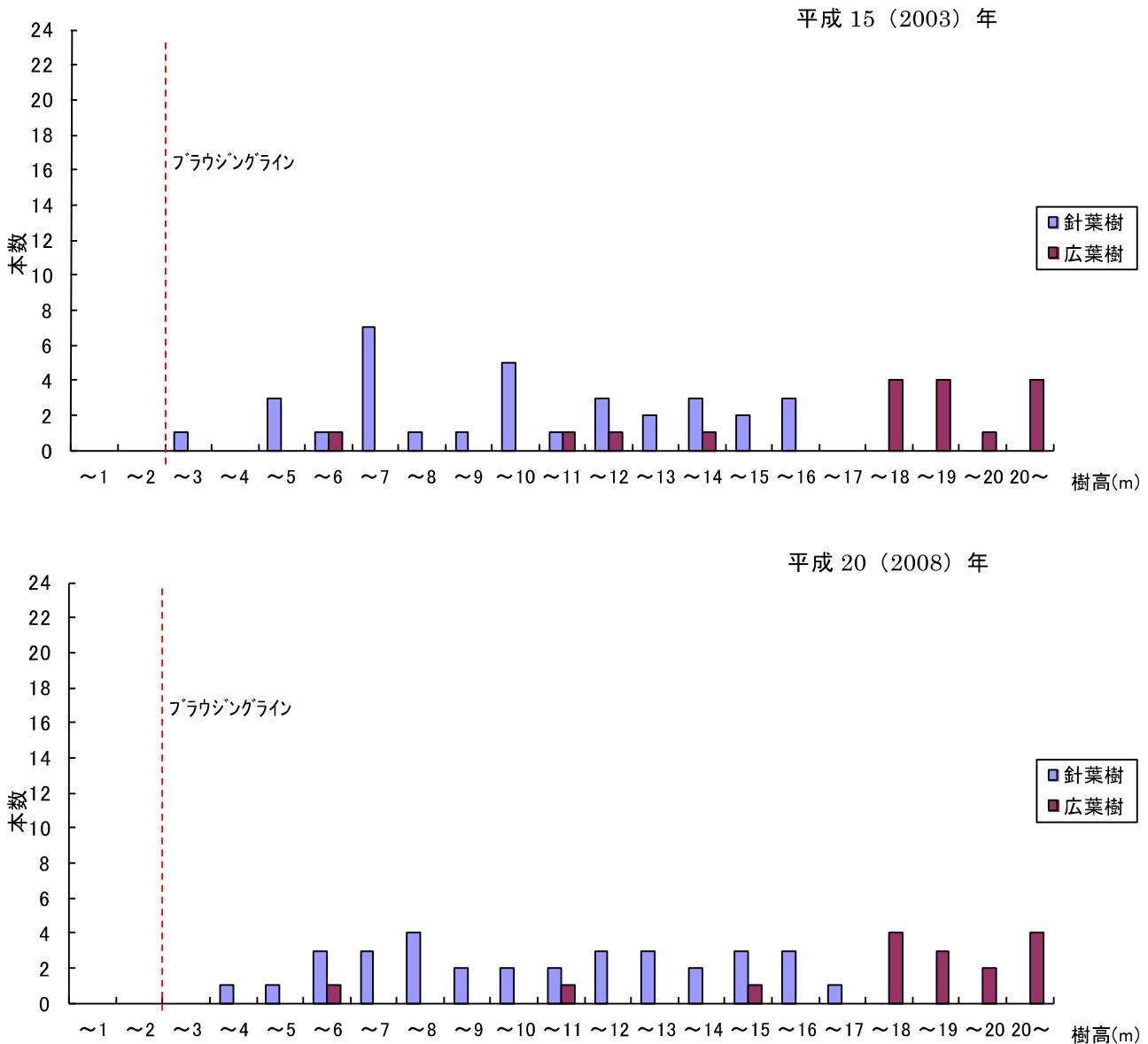


図 V-16 (2) 林冠構成種の樹高階分布（西大台：ブナースズタケ疎型植生）

2) ニホンジカが与える上層植生への影響

東大台のトウヒーミヤコザサ型植生、トウヒーコケ疎型植生では、針葉樹の生存幹が剥皮を受けていた割合は非常に高く、平成 23 (2011) 年度調査結果では、枯死幹を含む全幹に対して、トウヒーミヤコザサ型植生では約 65%、トウヒーコケ疎型植生では約 50%の生存幹が剥皮を受けていた。

西大台のブナーミヤコザサ型植生、ブナースズタケ密型植生では、針葉樹の生存幹が剥皮を受けていた割合は東大台に比較すると低いが、ブナースズタケ疎型植生では高く、平成 23 (2011) 年度調査結果では枯死幹を含む全幹に対して、約 60%の生存幹が剥皮を受けていた。

平成 20 (2008) 年度から剥皮度が上昇した幹の割合についてみると、東大台、西大台ともに剥皮度の上昇が続いていた。東大台では、平成 20~23 (2008~2011) 年度の期間内における新たに剥皮度が上昇した割合は、平成 16~20 (2004~2008) 年度の期間内に比べて低くなっていた。一方、西大台のブナ

スズタケ疎型植生の針葉樹については、平成 20～23（2008～2011）年度の期間内における新たな剥皮度の上昇の割合は、平成 16～20（2004～2008）年度の期間内に比べて高くなっていた。

以上より、ニホンジカが与える上層植生への影響は、東大台においては、ニホンジカの生息密度は減少しているものの、依然として継続しており、西大台においては、以前に比べ大きくなっていると考えられる。

3) ニホンジカが与える下層植生への影響

東大台の下層植生にミヤコザサが優占する植生では、平成 16（2004）年度以降、ニホンジカの生息密度は減少しており、それに伴い、ミヤコザサの稈高は緩い増加傾向にある。

西大台の下層植生にスズタケが優占する植生では、スズタケの稈高が高い、場所においては、稈高は減少傾向にあり、スズタケの稈高が低い場所においては、稈高に大きな変化は見られず、ニホンジカの採食に対して耐性の低いスズタケの稈高に回復が見られていない。また、ミヤコザサやスズタケといったササ類が生育しない場所では、ニホンジカの被食等の影響により下層植生の植被率は非常に低く、貧弱なものになっており、樹木の実生、スマレ類などがわずかに見られる程度である。また、群落高についても平成 16（2004）年度以降、20cm 以下の低い状態が継続しており、ニホンジカによる採食の影響が継続しているものと考えられる。

なお、ナゴヤ谷の草地にあるニホンジカの不嗜好性植物であるフジテンニンソウが優占する群落では、フジテンニンソウの被度は 98.8% と高くなっています、これもニホンジカによる植生への影響を示している。

② 実施対策について

1) 保全対策事業の実施経過

大台ヶ原では、ニホンジカによる林冠構成種の母樹の樹皮、稚幼樹、下層植生の採食を防ぐことを目的に、昭和 61（1986）年度から防鹿柵の設置および剥皮防止用ネットの巻き付けを開始している。

区域保全対策である防鹿柵の設置対象地域は、初期は主に東大台のトウヒ林を主な対象としていたが、自然再生推進計画の実施に伴い、森林更新の場の保全、生物多様性の保全、下層植生の保全等の目的を追加したことにより、現在では、西大台を含めた大台ヶ原全域を対象として、林冠ギャップ地や沢沿いの湧水地等についても設置対象地域としている。

区域保全対策である防鹿柵については、植生保全対策が必要な場所を保全の優先度や設置の効率性を勘案した上で、目的に応じてそのサイズや形状を現地確認により設定し、設置している。

剥皮防止用ネットの巻き付けは、将来の森林更新の基になる林冠構成種の母樹をニホンジカによる剥皮から保護することを目的とするもので、剥皮の影響により枯死しやすい針葉樹を主な対象とし、東大台を中心に平成 6（1994）年度から実施している。

2) 区域保全対策（防鹿柵）

平成 23（2011）年度までに設置した防鹿柵は 44 箇所、総面積は 59.29ha である。この他、森林更新の場の保全を目的とした小規模防鹿柵を 21 箇所、総面積は 0.1ha 程度設置した。

防鹿柵設置の効果については、柵内では林冠構成種の稚幼樹、樹皮、下層植生のニホンジカによる食痕や剥皮が見られないことから、その当初の目的は達成されている。

防鹿柵設置により、かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化が生じている。東大台では、

亜高山帯針葉樹林の代表的な下層植生であるイトスゲ等が回復し、西大台では、かつてブナ林の下層植生の主な構成種であったスズタケに回復傾向が見られている。特に、生物多様性保護を目的として湧水地を含む沢沿いに設置した防鹿柵では、防鹿柵設置前にはほとんど確認されなかったツルネコノメソウ、コチャルメルソウ等の沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復する等の効果が観察されており、ネコノメソウ類を食草とするクチナガハバチ類の生息が40年ぶりに確認されるなど生物多様性の保全の観点からも、一定の役割を果たし得たと考えられる。

森林の更新の場を保全するために設置した小規模防鹿柵においては、東大台、西大台ともに、防鹿柵外では林冠構成種の稚幼樹を含めた下層植生は見られないが、防鹿柵内では樹高20cmを超える稚幼樹が確認され、その上伸成長も良好となっている。下層植生についても植被率が増加し、低木層が形成される等、設置による効果が現れている。

さらに、林冠構成種の稚幼樹の保護や林冠ギャップ地の保護など、森林の更新に着目して設置した小規模防鹿柵においては、防鹿柵外ではほとんど確認されていない林冠構成種の稚幼樹が増加しており、樹高20cmを超える個体も確認されていることから、設置による効果が現れている。

3) 単木保護対策（剥皮防止用ネット）

東大台の歩道沿いの83.1haにおいて、トウヒ、ウラジロモミ等の針葉樹を主な対象として、単木保護対策を実施した。単木保護対策は、剥皮防止用ネットを樹幹（高さ1.8mまで）および根張りに巻き付けることによってニホンジカによる剥皮を防除するもので、平成3（1991）年度から平成17（2005）年度までに32,230本に実施している。また、平成6（1994）年度からはナナカマド、キハダ等の広葉樹にも実施している。第1期計画期間中には、年間約2,500本～3,000本、4年間で11,523本（平成18（2006）年度は防鹿柵内に残った金属製剥皮防止用ネットの撤去のみ実施した。）に剥皮防止用ネット巻き付けを実施した。

また、平成14（2002）年までに剥皮防止用ネットの巻きつけを行った全立木を対象に、生存・枯死の判別を行った結果95.6%の生存率であった。樹種により多少生存率に変化はあるが、90%より低い樹種はなく、剥皮防止用ネットの巻き付けがニホンジカの影響を軽減する上で有効に機能していることが示された。

平成21（2009）年度には、従来使用していた金属製の剥皮防止用ネットが、樹幹に着生する蘚苔類に悪影響を及ぼすことが指摘されたことから、以後の施工では非金属製の剥皮防止用ネットを用い施工している。

平成23（2011）年度までの実施本数は、劣化した金属製の剥皮防止用ネットの交換も含め、合計約42,360本である。

（4）関係機関との連携

平成19（2007）年度以降からは、関係行政機関による「大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議」を開催している。平成22（2010）年度には、区画法による生息密度調査を緊急対策地区の他、大杉谷国有林および上北山村有林においても同時に実施し、平成23（2011）年度には緊急対策地区および大杉谷国有林の一部地域において、**生息密度に関する試験的な調査**を連携して実施した。これらの取組により、関係機関において、より広範囲の情報を共有し、必要な対策を検討、実施することが可能となった。

(5) 周辺地域における状況

① 捕獲状況

過去 10 年間の捕獲数の推移を見ると、奈良県では狩猟及び有害鳥獣捕獲により平成 12（2000）年度に 1,958 頭を捕獲しており、10 年後の平成 22（2010）年度には 5,561 頭と増加している。平成 12（2000）年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、メスの狩猟が認められ計画的な捕獲を実施したことにより、平成 16（2004）年度の総捕獲数は約 3,000 頭と、特定計画策定以前の捕獲数である平均頭数約 1,600 頭の約 2 倍となり、平成 22（2010）年度には約 3.5 倍となっている。

三重県でも平成 13（2001）年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、メスを狩猟獣化したことにより狩猟による捕獲数が当初 3,000 頭前後であったものが、ここ数年は 6,000 頭を超えている。有害鳥獣捕獲および狩猟を併せた捕獲数は、過去 10 年間の推移を見ると、平成 12（2000）年度が 3357 頭、平成 21（2009）年度が 10,979 頭であり、10 年前の 3 倍以上に増加している。

計画区域周辺での捕獲状況を見ると、奈良県の上北山村と川上村における狩猟による平成 22（2010）年度の捕獲数は 2 村合計では年間約 440 頭、個体数調整による捕獲数は約 480 頭、合計で約 920 頭を捕獲している。

三重県側の大台町と紀北町の平成 22（2010）年度の狩猟および個体数調整による捕獲数は、大台町で約 534 頭、紀北町で約○頭となり、両町で約○頭のニホンジカを捕獲していた。

② 農林業被害状況

奈良県における平成 22（2010）年度の農業被害面積は 349ha、被害金額は 8,419 万円で、ともに過去最大となった。被害面積、金額ともに平成 18（2005）年度ごろまで徐々に減少していたが、平成 20（2008）年度あたりから増加に転じている。また、林業被害については、平成 22（2010）年度の林業被害の実損被害は、天川村、吉野町、川上村が多く、県全体では 290ha であった。平成 20（2008）年度まで 200ha 前後で高止まり状況であったが、平成 21（2009）年度から拡大傾向を示している。

三重県では平成 22 年度（2010 年度）の農林業被害は被害金額で約 7 億 3,900 万円であった。一方、林業被害面積をみると、平成 14 年度（2002 年度）、15 年度（2003 年度）と約 1,000ha であったが、平成 22 年度（2010 年度）は約 240ha まで減少した。林業被害は伊勢事務所管内が最も多く発生しており、県内の約半分を占めていた。市町では、伊勢市、松阪市、尾鷲市で、平成 22 年度（2010 年度）の林業被害はそれぞれ、62.7ha、38.0ha、24.0ha であった。なお、両県ともこれら農林業被害面積は、申告に基づくものを県が集計している。

2. 保護管理の目標

植生の回復状況に応じて、個体数調整の実施によりニホンジカの生息密度を低減するとともに、ニホンジカの個体群の維持及び森林植生を回復させるための植生保全対策を実施する。

3. 保護管理の実施方法

保護管理の目標に基づき、個体数調整として、くくりわな等のわなや装薬銃による捕獲を実施するとともに、植生保全対策として、区域保全対策である防鹿柵の設置と単木保護対策である剥皮防止用ネットの巻き付けを実施する。

また、計画を実施しながらニホンジカ個体群と生息環境、植生への影響など現状をモニタリングによって把握し、そのデータをフィードバックすることにより、計画の修正・最適化を行いながら保護管理計画の目標の達成を図る。

なお、本計画の実施状況の評価・見直しについては、学識経験者・狩猟団体・関係行政機関・自然保護団体等からなる「大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会」の提言・助言を受けることとする。また、地域住民および関係者との連携を促進するため、情報を公開し合意形成に努める。

VI 特定鳥獣の数の調整に関する事項

1. 地域

(1) 対象区域

計画区域全域（3,331ha）を対象とするが、主に緊急対策地区（703ha）で個体数調整を実施し、ニホンジカの生息状況等に応じて重点監視地区（2,628ha）での個体数調整も実施する。

(2) 周辺部

計画区域内のニホンジカは周辺部も生息地として利用していることから、保護管理の目標達成のために、計画区域内の個体数調整による周辺部の生息状況への影響をモニタリング調査によって把握することとし、状況に応じて対象地域の個体数調整について見直しを検討する。

また、奈良県および三重県におけるニホンジカの保護管理に係る施策、地域の各森林計画等を考慮しながら調整を図る。

2. 方法

(1) 捕獲頭数の決定

緊急対策地区内の目標生息密度は植生の状況を基準とするが、その基準は今後の植生状況モニタリングにより明らかになるものであるとともに、現状として森林植生に顕著な回復がみられないため、暫定的に5頭/km²として維持することを目標とする。なお、年度ごとの捕獲目標頭数の決定に際し、個体数推移シミュレーションの実施にあたっては、大台ヶ原地域が開放系であることを考慮するため、平成22（2010）年度自然再生推進計画評価委員会で提案された「有効捕獲面積を考慮した地域」における生息密度が5頭/km²となるよう設定する。その場合、緊急対策地区、及び有効捕獲面積を想定した地域（緊急対策地区を含む）における目標生息数は以下のとおりとなる。

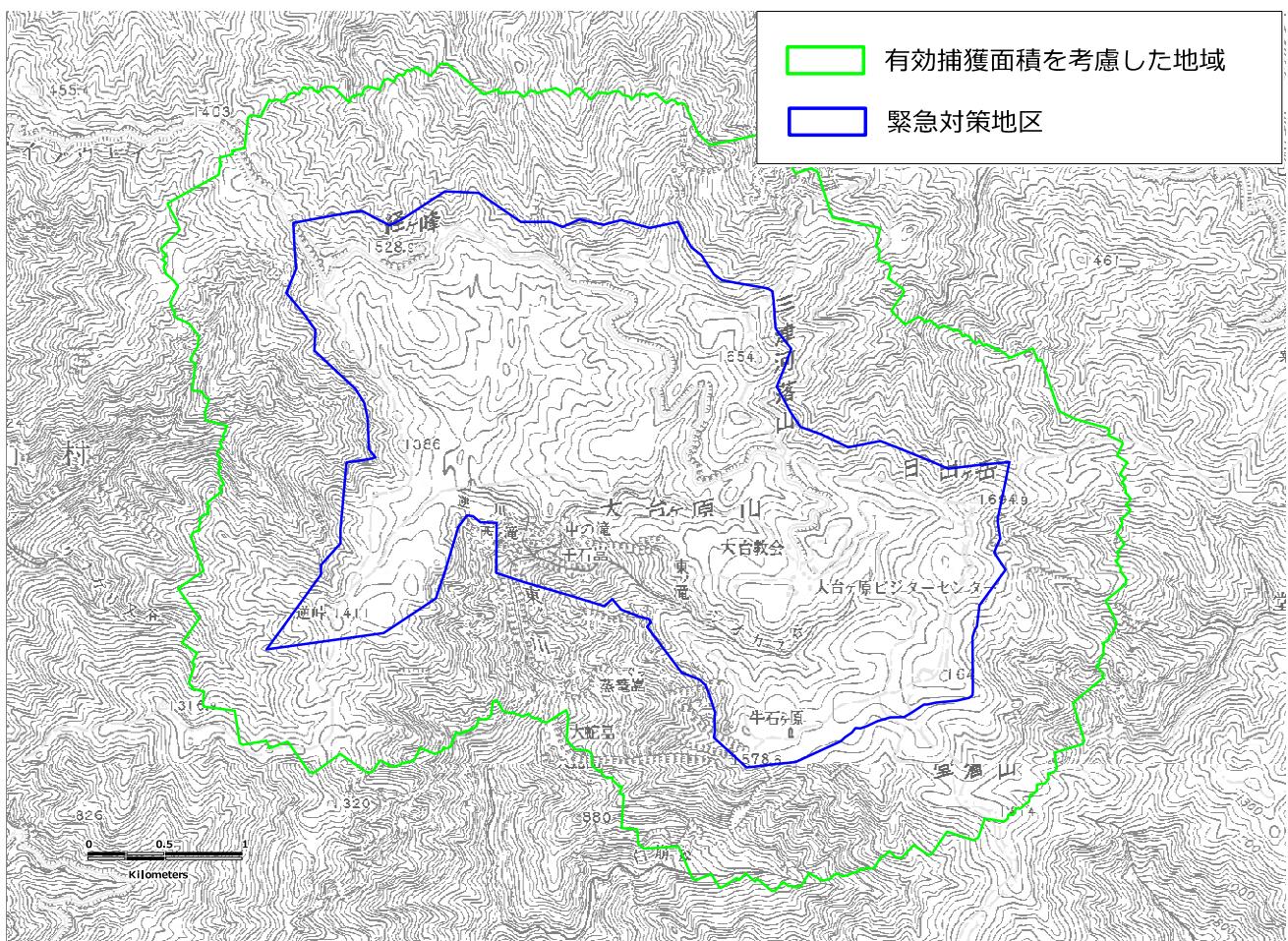


図 VI-1 有効捕獲面積を考慮した地域

<緊急対策地区における目標生息数>

緊急対策地区面積 : 7.03km^2

目標生息密度 : 5 頭/ km^2

目標生息数 : $7.03\text{km}^2 \times 5 \text{ 頭}/\text{km}^2 = 35 \text{ 頭}$

<有効捕獲面積を想定した地域（緊急対策地区を含む）における望まれる生息数>

有効捕獲面積を想定した地域（緊急対策地区を含む）面積 : 23.24 km^2

目標生息密度 : 5 頭/ km^2

目標生息数 : $23.24 \text{ km}^2 \times 5 \text{ 頭}/\text{km}^2 = 116 \text{ 頭}$

(2) 捕獲方法

捕獲方法については、公園利用者の安全確保を充分図りつつ、以下の方法を組み合わせて実施する。なお、前述の捕獲状況の経緯により、大台ヶ原での捕獲の現状にそぐわない方法となっている麻醉銃、BoxTrap、及びアルパインキャプチャーによる捕獲は実施しない。

- くくりわなを用いて捕獲を行う。
- センサー付き囲いわな等を用いて捕獲を行う。
- 状況に応じて獵銃による捕獲を併用する。この場合、原則として大台ヶ原ドライブウェイが閉鎖中に実施するなど、人の安全に十分に配慮した上で実施する。
- その他、適宜人に対して安全かつ効率的な捕獲技術の開発や適用を行う。

3. 体制

環境省が捕獲実施計画を策定し、地元猟友会および専門機関が請け負う。
専門家等による大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会ニホンジカ保護管理部会等によりモニタリング結果の評価に基づいて捕獲実施計画を見直す。

4. 捕獲個体の取り扱い

ニホンジカ個体群の状況を把握するために、必要に応じて捕獲個体から、外部計測値、歯、腎臓等を採取することにとり、性別、年齢構成、繁殖状況、栄養状態などに関する資料を収集し、保護管理に反映する。

VII 特定鳥獣の生息地の保護管理のために必要な事項

1. 植生保全対策

(1) 基本的な考え方

現在、大台ヶ原の森林生態系は、ニホンジカによる被食等の影響により、林冠構成種の母樹の減少や後継樹の生育環境が劣化し、天然更新による森林の維持が困難になるとともに下層植生も衰退しているなど、その植生の質の低下が進行している。

このため、天然更新が行われ、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すために、ニホンジカの影響を排除する必要があることから、母樹、後継樹、下層植生等を保全する区域保全対策や母樹を保護する単木保護対策といった植生保全対策を実施する。

なお、設置方針については自然再生推進計画と連携し、以下の方針とする。

表 VII-1 短期目標に基づいた区域保全対策及び単木保護対策の整備基本方針

短期目標	実施箇所	実施手法
緊急に保全が必要な箇所における対策の強化	【区域保全対策】 ・湧水地など多様性の高い箇所 (ワサビ谷、ナゴヤ谷など)	【区域保全対策】 ・防鹿柵の設置
	【単木保護対策】 ・東大台針葉樹林の剥皮防止用ネット未設置箇所(駐車場～日出ヶ岳の上道沿いの斜面上部など) ・東大台の歩道沿い	【単木保護対策】 ・母樹への剥皮防止用ネットの新規設置 ・老朽化した剥皮防止用ネットの巻き直し
過剰な動物の影響や菌害の抑制による実生の成長促進	【区域保全対策】 ・西大台の林冠ギャップ地 (経ヶ峰～開拓)	【区域保全対策】 ・小規模防鹿柵の設置
森林後退の場所における樹木減少の抑制	【単木保護対策】 ・東大台の森林後退が進んでいる箇所 (防鹿柵No.5、6の北西斜面)	【単木保護対策】 ・母樹への剥皮防止用ネットの新規設置
森林後退の場所における森林更新の場の創出	【区域保全対策】 ・東大台の岩礫地などの針葉樹の更新場所	【区域保全対策】 ・小規模防鹿柵の設置

(2) 区域保全対策（防鹿柵）

① 設置区域の検討

緊急対策地区においては、大台ヶ原を特徴づける森林生態系の保全、森林の更新環境の回復、森林後退の抑制等を達成することを目的として、防鹿柵等による区域保全対策を実施するものとする。その他の重点監視地区においても、必要に応じて設置を検討する。

② 構造と方法

設置する防鹿柵の構造は、費用、施工性、耐久性、景観との調和が優れている支柱とFRP材を用いたステンレス入りネットを組み合わせた防鹿柵を採用する。保全の目的を達成するために、事前に現地確認により候補地点を決めた上で、現地調査により学識経験者の助言を受け、効果的な設置場所を検討した上で設置する。設置した防鹿柵については、適宜メンテナンスを行う。

また、他の動物などに対する影響、公園利用との関わり等についても配慮する必要がある。

なお、将来的に保護管理の目標を達成した際には、設置した防鹿柵を撤去する。

(3) 単木保護対策（剥皮防止用ネット）

① 実施区域の検討

植生保全の必要性が高い緊急対策地区のうち、トウヒ等ニホンジカの剥皮により枯死しやすい樹木が主な林冠構成種となっている東大台の歩道沿い等景観に配慮する場所や下層植生がミヤコザサに覆われている場所においては、母樹を保護することを目的に剥皮防止用ネットの巻き付けを行う。

② 構造と方法

平成21（2009）年度以前に使用していた剥皮防止用ネットは金属イオン等の影響があり、環境への負荷が懸念されるため、非金属製の剥皮防止ネットを使用する。

単木保護対策の実施対象は、剥皮を受けやすく、剥皮により枯死しやすい樹種（トウヒ、ウラジロモミ、コメツガ、ヒノキ等）の母樹とし、樹幹（高さ 1.8mまで）および根張りに巻き付ける。

以前に設置した金属製の剥皮防止用ネットが老朽化している場所では、順次、非金属製の剥皮防止用ネットに交換を行う。

なお、将来的に保護管理の目標を達成した際には、剥皮防止用ネットを撤去する。

VIII その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

1. モニタリング等調査

(1) モニタリング等の調査

計画地区区別に設定した目標の達成状況を把握し、今後の保護管理計画に反映させるため、生息状況および植生への影響に関するモニタリング調査を実施する（表 VIII-1）。

① 生息状況調査

1) 計画区域

ア) 緊急対策地区

個体数調整の効果を把握するため、糞粒法、ルートセンサス法、区画法等により生息密度調査を実施する。また、個体群の状態を把握するため、捕獲個体の基礎データを収集する。さらに、防鹿柵の設置や個体数調整の実施による影響を把握するため、テレメトリー法により行動域調査を実施する。

なお、毎年の捕獲目標頭数を決定する際に開放系を考慮したシミュレーションを実施するため、緊急対策地区に隣接した地域において、糞粒法等により生息密度調査を実施する。

イ) 重点監視地区

緊急対策地区における個体数調整および植生保全対策の効果を把握するため、糞粒法等により生息密度調査を実施する。

2) 周辺部

計画区域における個体数調整および植生保全対策の効果を把握するため、必要に応じて糞粒法等による生息密度調査を実施する。

② 植生状況調査

1) 計画区域

ア) 緊急対策地区

個体数調整および植生保全対策の効果を把握するため、コドラー内での植生の現況および生育状況に関するモニタリング調査を実施する。森林の階層構造や構成種の変化、剥皮状況の他、下層植生についてはササの分布とミヤコザサの稈高の変化についてもモニタリング調査を実施する。なお、毎年の捕獲目標頭

数を決定する際に、開放系を考慮したシミュレーションを実施するため、緊急対策地区の周辺（拡張地区）において、ササの稈高の変化等、植生の現況および生育状況についてモニタリング調査を実施する。

1) 重点監視地区

個体数調整および植生保全対策の効果を把握するため、コドラート内の植生の現況および生育状況に関するモニタリング調査を実施する。森林の階層構造や構成種の変化、剥皮状況、および下層植生の生育状況についてモニタリング調査を実施する。

2) 周辺部

個体数調整および植生保全対策の効果を把握するため、必要に応じてコドラート内の植生の現況および生育状況に関するモニタリング調査を実施する。森林の階層構造や構成種の変化、剥皮状況、および下層植生の生育状況についてモニタリング調査を実施する。

表 VIII-1 モニタリング調査の項目と調査頻度

調査対象地区	調査項目	調査目的	調査頻度
緊急対策地区	植生状況調査	植生調査 (種別被度・群度)	植生への影響の把握 (階層構造と構成種の変化)
		毎木調査 (剥皮の有無と程度、枯死状況)	植生への影響の把握 (剥皮)
		下層植生調査 (植被率、最大高、優占種、ササの稈高)	植生への影響の把握 (個体数調整の効果検証、稚幼樹を含む低木層、草本層の生育状況)
		ササの稈高調査 (防鹿柵外)	植生への影響の把握 (個体数調整の効果検証)
	生息状況調査	糞粒法調査	生息密度の把握
		ルートセンサス法調査	
		区画法調査	1回/5年
		テレメトリー法調査 (GPS)	行動圏の把握
重点監視地区	植生状況調査	繁殖・栄養状態に関する調査 (性、妊娠状況、年齢、食性、栄養状態)	捕獲個体の繁殖および栄養状態に関するデータの収集
		植生調査 (種別被度・群度)	植生への影響の把握 (階層構造と構成種の変化)
		毎木調査 (剥皮の有無と程度、枯死状況)	植生への影響の把握 (剥皮)
	生息状況調査	下層植生調査 (植被率、最大高、優占種)	植生への影響の把握 (稚幼樹を含む低木層、草本層の生育状況)
		糞粒法調査	生息密度の把握
周辺部	植生状況調査	植生調査 (種別被度・群度)	植生への影響の把握 (階層構造と構成種の変化)
		毎木調査 (剥皮の有無と程度、枯死状況)	植生への影響の把握 (剥皮)
		下層植生調査 (植被率、最大高)	植生への影響の把握 (稚幼樹を含む低木層、草本層の生育状況)
	生息状況調査	糞粒法調査	生息密度の把握
			1回/5年

※緊急対策地区に隣接した地域においては、毎年の捕獲目標頭数を決定する際に、開放系を考慮したシミュレーションを実施するため、糞粒調査等による生息密度調査、植生状況調査を実施する。

2. 計画の実施体制

(1) 実施機関

① 計画実施機関

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会ニホンジカ保護管理部会の提言を踏まえて、講ずべき措置について広く意見を聴き、関係自治体に報告し、特定鳥獣保護管理計画の範囲内であることを確認してから、関係行政機関、獣友会、関係機関、NPO、研究機関等と連携して必要な対策を行う。

② 評価・合意形成機関

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会ニホンジカ保護管理部会は、他の部会との調整を図りつつ、計画の進捗状況やモニタリング調査等の結果の評価を行うとともに、その他必要な事項を検討し、保護管理計画の実施に必要な提言を行う。また、環境省はホームページ等を通じて保護管理に関する情報を公開し、合意形成を図る。

ニホンジカ保護管理部会の構成は、学識経験者等からなる委員及び関係機関とし、必要に応じて委員以外の学識経験者及び関係機関を参加させることができることとする。